令和４年度第２回　小平市福祉のまちづくり推進協議会　会議要録

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日時 | 令和４年７月１５日（金）　午前９時３０分～午前１０時５０分 |
| 開催場所 | 小平市福祉会館４階　小ホール |
| 出席委員  （敬称略） | 木下聖、竹内よし子、荒井久美子、井上雅之、上野あかね、金子惠一、小林光明、德永智子、二通藤乃、野村幹雄、細谷初江、本田祐吉、森田多美子、柳田憲吾  （欠席者６名） |
| 事務局 | 健康福祉部長、生活支援課長、生活支援課係長、生活支援課担当 |
| 傍聴人 | あり（１名） |
| 配付資料 | (1) 次第  (2) 資料１　　小平市第四期地域保健福祉計画【中間見直し版】素案（目次から施策の体系）  (3) 資料２　　施策③　生活困窮者の自立支援や属性を問わない包括的な支援体制の推進  (4) 参考資料　　令和４年度　小平市福祉のまちづくり推進協議会の日程につ  いて |
| 次第 | １　開会  ２　次第  (1) 小平市第四期地域保健福祉計画【中間見直し版】素案（目次から施策の体系）について(令和３年度第２回会議内容の「包括的な支援体制の推進」含む)  ３　その他  ４　閉　会 |

議事

次第～（１）小平市第四期地域保健福祉計画【中間見直し版】素案（目次から施策の体系）について

事務局が、資料１と資料２を用いて、小平市第四期地域保健福祉計画【中間見直し版】素案と、生活困窮者の自立支援や属性を問わない包括的な支援体制の推進について説明を行った。会長から、次第（１）についての補足説明があった。

【質疑応答】

委　　員：　会長の説明で良く理解できました。その上で三点お話をさせていただきたいです。

一点は、「見直しの背景」の内容で、8050問題や、ダブルケア等の記載はありますが、

最近メディアなどで取り上げられている「ヤングケアラー」という言葉が見直しの背景の箇所に記載されていないことが気になっていましたが、16ページを見ると、課題として顕在化しているものと潜在化しているものが分かれているので、ヤングケアラーは、まだ顕在化していないことから、課題として記載ができないのだと解釈いたしました。ヤングケアラーは、まさに今、多くのメディア等で取り上げられており、注目されていることからも、この文言が記載されていれば、読む方の目に留まりやすく、内容が入ってきやすいのではないかと思いました。

二点目は、包括的相談事業の箇所で、障がい者の分野では様々な福祉サービスを使用する際に、計画相談で計画を作成し、それに対して支援という流れになっていますが、相談件数と相談事業所とのバランスが十分ではなく、セルフプランの方もおられ、相談事業につながっていないという課題があります。そこから基幹型の相談支援事業所の設置や、緊急時の場合などに対応できる地域生活支援拠点を作ろうと進めておりますが、形にすることが難しい状況です。

こうした個々の基盤を固めなければ、重層的支援体制整備事業を小平市で推進しても機能しないのではないかと考えております。

三点目は、26ページの表の施策箇所ですが、①地域交流支援（顔の見える関係づくり）、②地域福祉の担い手の確保・育成、③地域における社会参加と生きがいづくり、とあります。③の社会参加の箇所には障がい者の項目の記載がされていますが、①の地域の交流の箇所には、障がい者との交流についての記載がされていないことに違和感を持ちました。知人も、障がいのある方と一生触れ合わないで終わる方もいるかもしれない、と言っており、交流の推進をしていかなければ触れ合う機会が希薄になると私自身も感じています。

小平市には通所施設の案内というものがあり、この案内には放課後等デイサービス、グループホームなど、各施設等の記載がされています。他にも、中島町にあるカフェの案内や、グリーンロードの途中のお弁当屋さんや、天神町にはクッキーを販売しているお店があります。新しくオープンしたお店だと、ふるさと村の向かいにカフェがあります。これらのお店はすべて障がいのある方がお客様の接客やサービスを行っており、障がいのある方も地域との接点を作るような取り組みをしています。こうした触れ合いの場所を事業所でも考えていますので、こうした活動を地域の皆さんにも知っていただき、障がいのある方も、参加と交流への歩みを進めているということを感じていただきたいです。

また、東京でパラリンピックが開催されたこともあり、障がい者スポーツへの関心が高まっていることからも、スポーツを通じて障がい者との交流を推進し、障がい者への理解を深めると共に、こうした取り組みが共生社会の一助となればよいと思います。

会　　長：　お話いただいたように、お店は知っているが、障がいのある方がされているということまで知らなかった、ということもあると思います。今回の計画見直しにおいて地域の中の障がい者、高齢者、子ども子育て等の活動を、コラムのような形で紹介できれば良いと考えています。

委　　員：　二点ほど、質問と要望がございます。

一点目は、18ページのコミュニティソーシャルワーカーについてですが、相談件数が1,019件、活動件数が15,083件となっております。現状、各圏域に１名の計５人しかコミュニティソーシャルワーカーがいない中で、単純に1,019件の相談件数を５人で割ると、１人あたり、約200件の相談を受けているということになります。これらの相談に伴う活動が１人3,000件となると、一日10件程度活動しているということになると思います。

今後も相談件数や、相談に伴う活動は増えていくことが見込まれますので、今後の展望を計画に盛り込んでいただくと良いと考えております。また、「必要な場合は支援会議を開催します」という記載がありますが、大体どのくらいの支援会議が行われたのかが把握できれば、コミュニティソーシャルワーカーの苦労が分かるのかと思っています。

二点目は、重層的支援体制整備事業についてですが、小平市で重層的支援体制整備事業に取り組むことが決定されたわけではないと思いますが、ぜひ取り組みを進めていただきたいです。

特に気になっていることが、「地域づくりに向けた支援」の箇所で、住民同士の顔が見える関係性の育成支援をします、ということですが、具体的には今まで「見える化」といった取り組みをされているのは存じておりますが、こうした仕組みを作っても、機能しなければ意味がないと考えております。受け手となる高齢者の方、障がい者の方は増加傾向にありますが、支え手側は増えていない状況にあり、極端に言えば、自治会も退会者が多く、ボランティア活動をされる方も増加傾向にあるとは言えない状況です。介護職や、医療に携わっている方、専門職の方たちだけで解決できれば問題ないと思いますが、難しい状況にあり、地域の住民の力なしに、重層的支援体制は機能しないのではと考えております。住民の力を借りるためには、個人個人の意識を変える必要があると思いますが、自治会の会長をする中で、意識を変えるというのはとても難しいことだと実感しています。地域の困りごとの解決に向け、住民が意識を持つことが大切だと思います。行政として、意識変革や、取り組み等の支援をしていただきたいと思います。

会　　長：　非常に大切なご指摘だと思います。地域づくり支援において、受け手のニーズに対して支え手が増えていないことへの対策ということですが、十分に機能するような仕組みを作り、バックアップを行っていかなければならないと思います。また、住民の意識を変えていくことは大きな課題だと感じています。

前半のコミュニティソーシャルワーカーについての今後の展望、支援会議の開催件数を事務局から説明をお願いいたします。

事務局：　会長からも補足をいただきましたが、コミュニティソーシャルワーカーに関する取り組みが令和３年４月から始まったということからも、一年間を通してこうした相談件数や、活動件数の推移が見えてきた所です。今後、コミュニティソーシャルワーカーの活動を通じ、人数の検討の必要もあると思いますが、活動が始まったばかりということもあり、今後検討してまいります。

支援会議につきましても一年間を通して決まった会に必ず出席するものではなく、コミュニティソーシャルワーカーが様々な会議体に参加している状況にあり、必要があれば、情報共有や連携をしながら点と点をつなぐ活動をしてきていると伺っております。

今後、会議体を定期的に持つのかなどにつきましては、コミュニティソーシャルワーカーのバックアップ等とあわせて検討していきたいと考えております。

会　　長：　支援会議の件数は把握してないということになりますでしょうか。

事務局：　重層的な支援会議は設けておりませんが、法律に基づく支援会議や、必須となっていない会議体等多数ある中でコミュニティソーシャルワーカーが参加をし、話をする機会があったと伺っております。

委　　員：　コミュニティソーシャルワーカーが先駆けて重層的支援体制整備事業の取り組みを行い、相談を受けていく中で、どういうところにニーズがあるかを分析することで、重層的支援体制整備事業に関する重要な資料になるのではないかと考えております。

成年後見制度の利用促進においては、中核機関ができた際に支援を必要とする人を探すところから始まり、相談につなげ、問題の解決に導くという流れになると思います。計画相談支援事業所でも、サービス等利用計画に権利擁護などがあり、相談に力を入れていますが、機関へつながらないこともあり、地域の仕組みづくりは個々を上手につなぎ、子どもや、障がい者、高齢者という枠組みではなく、一人の住民としての権利擁護ができるかが大切なポイントだと認識しています。そのため、重層的支援体制整備事業はとても重要なことであり、各事業所の社会資源を見直し、事業所間での連携をし、適切な支援へつながるような仕組みづくりをするためにも、より具体的な計画案の記載を検討していただきたいです。

会　　長：　ありがとうございます。各分野ごとに行っている相談事業、相談内容の情報共有を行い、一体的に上手く回していけるような仕組みづくりは、まさしく今抱えている課題だと思います。

委　　員：　中間見直し案を拝見し、非常に計画見直しの背景が分かりやすく記載されており、良い内容だと思います。

１ページ、2ページあたりに記載されていることが、現在取り組もうとしている箇所と思いますが、１ページ目の、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進については、特に重要と感じています。後見は、認知症、精神疾患に対する支援のひとつに過ぎないので、相談の入り口を整備しなければ根本的な問題解決にならないと考えています。

これらの観点から、二つ意見を申し上げたいのですが、まず(１)重層的支援体制と生活困窮者の自立支援に関する施策について、普段弁護士として活動していると、通常の相談窓口に関わらず、相談者が行き場を失っているケースをよく見かけます。個々の相談窓口で、個人レベルや団体レベルで動いている方はいらっしゃいますが、行政からの支援の必要性を感じており、重層的支援体制整備事業にぜひ取り組んでいただきたいと感じています。

二点目ですが、困窮者支援についても、やはり日々の弁護士の業務を通して、非常に沢山の問題に触れているところです。私は離婚案件の取り扱いが多くあり、若い世代の離婚の場合、様々な事情から子どもができたばかりだが離婚してしまう事例が多々あります。離婚して母親が一人で乳児を連れ、乳児と二人暮らしといったケースが目立ちますが、こうしたケースに当てはまる方の経済的状況は非常に苦しく、育児との両立や、離婚によるストレスから、心の問題を抱えている方も非常に多くいらっしゃいます。弁護士としての体験談を意見させていただき、生活困窮者の自立支援の一つの取り組みに活かしていただければ幸いです。

もう一点、成年後見制度利用促進に関する箇所について意見を述べさせていただければと思います。

例えば、22ページですが、後見制度の利用促進というのは、背景にもあるように、認知症や精神症状を患った方が制度利用を必要とするにも関わらず、制度が十分に利用されていないという問題意識があるため、利用促進を行っている状況です。制度があまり周知されていないので分かりづらいのですが、任意後見制度は、まだ認知症になっていない段階で、将来認知症になった際に備えて契約をするという制度となっており、位置づけが異なっております。

21ページの過去五年間における後見等申立て件数の任意後見の箇所ですが、件数が非常に少なくなっていると思いますが、任意後見は契約をするものであって、任意後見契約自体はもっと件数があるはずです。任意後見契約は認知症になっていない段階で契約し、いざ認知症になったときに改めて家庭裁判所へ申立てを行いスタートするという形となります。おそらく記載されている任意後見の件数は、契約をしていた方が家庭裁判所へ申立てをし、スタートされた方の件数をカウントしているため、可能であれば任意後見契約の件数も資料へ記載をされた方が理解しやすいのではないかと思います。同じことが23ページにもあり、一番下の成年後見制度申立て件数をみると任意後見は０件となっており、任意後見が全く利用されていないといった感じを受けてしまいますが、権利擁護センターで相談支援を受け、任意後見契約の締結で終わったケースもあると考えられます。そのあたりも統計に入れていただくと、詳しい実態が分かると考えています。これらを踏まえた上で実態がどうなのかというと、やはり任意後見契約というのは、広く普及しているとは言えない状況です。このような制度は、まず我々専門職が習熟する必要がありますが、幅広い周知活動を行い、必要な方へのアナウンスが重要と考えております。

会　　長：　ありがとうございます。任意後見制度の件数について、背景を含め説明していただきました。件数についての注意書き等の記載が必要だと思います。

事務局：　任意後見契約の件数の把握が可能か確認し、お示しできるのであれば記載したいと思います。難しい場合は、補足を交え誤解が生じないよう記載を検討いたします。

委　　員：　委員（弁護士）にお聞きしてもよろしいでしょうか。家族信託という仕組みや、任意後見制度がある中で、後見制度のみにフォーカスするのではなく、様々な選択肢があることを市民の方へ周知することが良いと思っておりますが、専門的な意見をお伺いできますでしょうか。

委　　員：　おっしゃる通り、そのような周知は大切だと思います。現在、心身ともに健康な方が将来認知症になったときのことを考え、検討し得る手立てとして、任意後見制度や、家族信託の他にも様々な制度があります。任意後見制度や家族信託にしても、利用される方が望む対策が本当にその制度で可能なのか、経済的負担等も制度ごとに異なるため、利用される方自身に適した制度なのかを知ることも大切で、相談機関や専門職に対する相談が非常に重要だと考えております。

また、家族信託や任意後見を利用しなくても、身の回りの方のサポートや、社会福祉協議会の見守りのみで済む場合もあります。家族信託に関しては、専門的な領域ということもあり、全ての弁護士、司法書士が精通している訳ではないため、難しさを感じております。

委　　員：　先ほど、他の委員からお話がありましたが、地域の自治会の力が落ちている中で、地域共生社会を打ち出しても、推進が難しい状況にあると考えております。

また、福祉に対する基本的な考え方について、幼少期から福祉に関する教育や、寄付の文化を育てていかなければいけないと思っております。

社会福祉協議会としても状況を見ながら進めているつもりですが、関係各所でも、少しずつ力を入れていただきたいです。

また、19ページ、20ページの厚生労働省が作成した重層的支援体制整備事業に関する説明図ですが、都道府県の職員や、社会福祉協議会の職員へ向けた図であることから、一般の方が読まれる際に理解が難しいと思います。「アウトリーチ」や「プラットホーム」などの各文言をかみ砕いて記載していただくと、内容がより理解しやすいと考えております。

会　　長：　ありがとうございました。重層的支援体制整備事業に関する説明図を可能であれば小平市版に組み直し、分かりやすく手引きいただければと思います。

委　　員：　分かりやすい版ということで、制度や仕組みなど、文字だけでは理解が難しい場合もあると思いますので、図やイラストを用いて作成していただきたいです。

また、障がい者計画でもルビ振りされたものが作成されてますので、今回の見直し版でもルビ振りの検討をしていただければと思います。

こうした情報は広く地域の皆様の手元に届け、支援者と一緒に考えていく機会を作っていただきたいので、多くの方が理解しやすいような計画書の検討をお願いいたします。

会　　長：　高齢者、障がい者、子ども子育てなどのボランティア活動の紹介や、地域の中での取り組みの記載がなければ、行政のみで取り組んでいる計画に見えてしまう恐れがあります。これは地域福祉計画ですので、数値だけでなく、実際の活動事例を交えた計画書の作成をしていただきたいです。

副 会 長：　福祉の担い手不足ということですが、民生委員でも同じような問題を抱えております。民生委員で行っている周知の方法として、民生委員の活動を理解していただくことが大切と考えており、市民の方に対して啓発を行っている他に、民生委員の事業内容を記載したパンフレットを各関係機関に配布しております。

また、実際に民生委員を担っていただいた方へ向け、研修を通じ、やりがいを持って続けていただけるような取り組みをしています。

市民の方の意識改革の必要性についてのお話がありましたが、行政から広報等を通じ、ボランティアのやりがいについての働きかけもあわせて行っていただくと人材不足解消に向けた効果があると思います。

もう一点ですが、高齢分野では地域包括の仕組みができ、生活支援コーディネーターが配置されました。障がい分野に関しても施設での相談やアドバイスの窓口が増えたと伺っています。また、子ども分野でも子ども家庭支援センターや、今年の４月に児童発達支援センターができ、充実が図られていると考えております。

生活困窮支援においては、民生委員として、社会福祉協議会の生活相談支援センターや、コミュニティソーシャルワーカー、市の生活支援課などにつないでおりますが、複合的な問題になると対応を担う機関が複数となるため、機関ごとの連携ができればよりスムーズな支援につながると思います。

会　　長：　事業ごとにどのような取り組みがされているのかを把握し、整理することで、各機関同士の連携がとりやすくなると考えており、こうした取り組みは重層的支援体制整備事業の一つの目標であると思います。

次第～３　その他

会　　長：　その他連絡事項ございますでしょうか。

事務局：　参考資料、令和４年度　小平市福祉のまちづくり推進協議会の日程をご覧ください。以前もお配りさせていただきましたが、次回、第３回の開催は10月３日月曜日となっております。時間、会場は本日と同じ場所を予定しており、午前９時30分から、福祉会館小ホールとなります。また、次回以降もＺＯＯＭとのハイブリットで開催を予定しております。

改めて開催について、文書で通知を差し上げますので、よろしくお願いいたします。連絡事項は以上です。

会　　長：　ありがとうござます。

他にご意見等ございますでしょうか。なければ令和４年度第２回　小平市福祉のまちづくり推進協議会を終了いたします。ありがとうございました。